

八雲町移動支援事業実施要綱の改正（案）に関する 町民意見公募手続（パブリックコメント）実施要領

八雲町自治基本条例第 14 条の規定に基づき、八雲町移動支援事業実施要綱の改正（案）に関するパブリックコメントを下記のとおり行います。

1 要綱改正の目的

外出や移動が困難な障がい者に対してヘルパーが付き添い、介助を行う「移動支援事業」は、既に八雲町移動支援事業実施要綱として制度化していますが、主に①通学や通所に利用できないこと、②対象者に偏りがあること、という 2 点を改善しようとするものです。

2 募集に関する事項

（1）募集期間

平成 29 年 2 月 6 日（月）～3 月 6 日（月）

（2）募集する意見

八雲町移動支援事業実施要綱の改正（案）について

（3）提出できる方

①町内に住所を有する方

②町内に住所を有していなくても、町内の事業所で働いているまたは学んでいる方

③町内に住所を有していなくても、八雲町から障害福祉サービスの支給決定を受けている方

④町内で活動する法人、団体

※いずれも年齢制限はありません。

（4）資料の入手方法

①町ホームページ（自治基本条例ホームページ）からのダウンロード

<http://www.town.yakumo.lg.jp/pr/jichi/>

②次の場所への備え付け

保健福祉課（シルバープラザ）、住民サービス課（熊石総合支所）、住民生活課（役場）、落部支所

（5）提出方法

意見の提出方法は、次のいずれかの方法とします。

①書面の持参、②郵送、③ファクシミリ、④電子メール

(6) 提出先

- ①書面の持参 保健福祉課、住民サービス課、住民生活課、落部支所
- ②郵 送 〒049-3117 八雲町栄町13番地1 シルバープラザ内
八雲町保健福祉課障がい者福祉係
- ③ファックス (0137) 63-4411
- ④電子メール hoken@town.yakumo.lg.jp

(7) 留意事項

意見の提出にあたっては、書面に必ず下記の事項を記載願います。記載がない場合は、取り扱えませんのでご留意願います。

- ①住所
- ②氏名（法人その他団体の場合は、名称及び代表者名）
- ③連絡先電話番号
- ④「提出できる方②」に該当する方は、事業所または学校等の名称を記載願います。

※上記の個人情報は、本件の内部管理のみに使用します。また、提出意見及び検討結果の公表にあたっては、上記個人情報を公表することはありません。

3 お問い合わせ先

八雲町保健福祉課障がい者福祉係

電話：(0137) 64-2111 電子メール：hoken@town.yakumo.lg.jp